

■ 通所介護料金表

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
 ※1単位は約10.72円となります。また端数処理の関係で月額では誤差が生じることがあります。

【基本的にかかる費用】

要介護度	施設サービス費	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	1割負担分	2割負担分
要介護 1	426 単位	56単位	※合計単位数の 2.2~4%	538 円	1,075 円
要介護 2	488 単位			607 円	1,213 円
要介護 3	552 単位			678 円	1,356 円
要介護 4	614 単位			747 円	1,494 円
要介護 5	678 単位			819 円	1,637 円

※4%で算定

【サービス加算（1日あたり）】

項目	費用	備考
個別機能加算（Ⅱ）	60 円	(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成 (3) 個別機能訓練計画に基づき、理学療法士等が機能訓練を提供していること。 (4) 機能訓練指導員等が三月ごとに居宅を訪問して説明と見直しを行うこと。
個別送迎体制強化加算	241 円	送迎時に介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等が 居室内介助等（30分以内）を実施した場合。 また、居宅サービス計画書と個別サービス計画に位置付けた上で実施すること。 （1日1回のみ算定）

■ 介護予防通所介護料金表（1ヶ月あたり）

【基本的にかかる費用】

要介護度	基本サービス費 (3時間以上5時間未満)	運動器機能向上加算 (単位数)	処遇改善加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	1割負担分	2割負担分
要支援1	1,647単位	225 (単位) 1ヶ月1回算定	※合計単位数の 2.2~4%	2,088 円	4,175 円
要支援2	3,377単位			4,016 円	8,032 円

※4%で算定

【サービス加算(1日あたり)】

項目	費用	備考
運動器機能向上加算	241円	(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士等が 1名以上配置していること。
		(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員 その他の職種の者が共同して、運動向上計画を作成していること。
		(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他がサービスを行い 定期的に記録していること。
		(4) 利用者ごとに運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
		(5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。